

有効期間 5 年（令和12年12月31日まで）

令和 7 年10月28日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長
（警察安全相談課）

司法解剖等に係る公費負担制度運用要領の制定について（通達）

警察が取り扱う死体の解剖に係る死体検案書の作成費用（以下「死体検案書料」という。）及び遺体搬送費用については、司法解剖等に係る公費負担制度の運用について（令和 3 年 8 月17日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。）に基づき、公費支出がなされているところであるが、この度、支出方法等の見直しを行い、別添のとおり運用することとした。

本通達は、令和 7 年11月 1 日以降に発生した事案から適用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は令和 7 年10月31日限り廃止する。ただし、令和 7 年11月 1 日より前に発生した事案については、旧通達の例に従い事務処理を行うこと。

（ 本件担当 被害者支援第一係
警 電 XXXXXXXXXX ）

司法解剖等に係る公費負担制度運用要領

第1 目的

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）上の手続による司法解剖、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）による承諾解剖及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第6条第1項の規定による調査法解剖（以下これらを「司法解剖等」という。）に係る死体検案書料及び解剖後の遺体搬送費用を公費支出することにより、遺族の負担軽減を図ることを目的とする。

第2 公費支出の対象等

1 死体検案書料

(1) 対象

司法解剖等に係る全ての遺体とする。

(2) 内容

司法解剖等に係る死体検案書料（消費税を含む。）の実費とする。

2 遺体搬送費用

(1) 対象

司法解剖等に係る全ての遺体とする。

(2) 内容

ア 遺体搬送費用については、遺体を安置する警察署又は交通部高速道路交通警察隊から遺族の希望する場所の間の普通車を用いての遺体搬送料とし、特別車を使用したことによる差額、有料道路等の利用料金、早朝・夜間等の割増料金、棺桶代及び化粧料等は含まない。

イ 遺体搬送費用の支出上限額については、別表「遺体搬送費用算出表」に基づき算出した額とし、上限を超える場合の超過分は遺族負担とする。

第3 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合は、公費の支出を行わないこととする。

1 被害者と加害者が、夫婦、直系血族、兄弟姉妹、三親等内の親族又は同居の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合及び縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）である場合

なお、上記親族関係にあった場合において

- ・ 当該親族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合
- ・ 加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該犯罪行為を行った場合
- ・ 加害者が心神喪失の状態で犯罪行為を行った場合

等は、この限りではない。ただし、加害者が財産上の利益を受けるおそれがある場合を除く。

2 被害者及び遺族等が集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある場合

ある組織に属している又は属していたと認められる場合

3 身元不明等により、遺族関係者が判明しない場合

4 遺族が公費支出を希望しない場合

5 遺族が、加害者又はその関係者から、死体検案書料等の費用の支払いをすでに受けている場合

6 その他公費を支出することが社会通念上適切でないと認められる場合

第4 支出決定及び要領等

1 支出決定

(1) 対象事件の捜査を担当する所属の課長補佐等（警察本部にあつては捜査を担当する部署の課長補佐（同相当職を含む）、警察署にあつては捜査を担当する課の課長（以下「課長補佐等」という。））は、支出除外事由該当性を確認した後、支出することが適切であると認められる場合には、捜査主任官や被害者支援員等の中から適任者を指名し、遺族に対して別紙「解剖に係る公費負担のご案内」（以下「案内書」という。）を交付させた上で、本制度の趣旨を十分説明させること。

なお、説明に当たっては、案内書に記載された注意事項を説明し、遺族の理解を得ておくこと。

(2) 遺族が本制度の適用を希望した際は、課長補佐等は司法解剖等に係る公費支出対象事件報告書（別記様式第1号。以下「報告書」という。）により、所属長に報告すること。

(3) 所属長は、報告書を確認の上、支出の可否を決定すること。なお、支出の可否について疑義がある場合は、警務部警察安全相談課長と協議すること。

(4) 前(3)により支出を決定した場合は、その旨を遺族に通知すること。

2 支出要領

(1) 請求書等の受領

ア 死体検案書料

所属長は、解剖を実施した医師から請求書（別記様式第2-1号）を受領し、死体検案書の作成に係る経費の請求を受けること。

イ 遺体搬送費用

所属長は、遺族から申請書（別記様式第3号）及び遺体搬送費用にかかる領収書の写しを受領し、遺体搬送にかかる公費負担の申請を受けること。ただし、領収書の写しにより本制度の対象となる費用を確認できない場合、又は、領収書の写しの提出を受けられない場合は、遺体搬送業者に記載させた内訳書（別記様式第4号）を領収書の写しに代えることができる。

ウ 事後に遺族が判明した場合の措置

解剖実施時に遺族が判明せず、事後に判明した場合において、遺族が自治体等に前ア、イを支払ったことを認知したときは、第4の1の手続きを執った後、遺族から申請書（別記様式第2-2号、第3号）及び当

該費用にかかる領収書の写し又は内訳書（別記様式第4号）を受領し、公費負担の申請を受けること。

(2) 支出手続等

ア 所属長は、請求書又は申請書を受領したときは、会計事務担当者に速やかに広島県会計規則に基づく支出手続を行わせること。

イ 遺体搬送費用の支出額については、別表「遺体搬送費用算出表」に基づき算出すること。

ウ 本経費の支払は、解剖を実施した医師又は遺族が指定する金融機関の口座に口座振替により行うものとし、その口座番号等については、預貯金通帳等により誤りがないことを確認すること。

第5 返納手続

所属長は、遺族に通知した後に、第3「支出除外事由」のいずれかに該当することが判明した場合は、直ちに支出手続を中止し、課長補佐等により、遺族にその旨を説明させること。

なお、既に支出手続が完了している場合は、返納手続を行うとともに、警察安全相談課長に連絡すること。

第6 申請期間

第4の2(1)イ及びウに定める遺族からの申請期間については、第4の1(4)の通知を行ってから1年以内とする。

第7 留意事項

1 所属長は、本通達に定める公費負担制度を適用したときは、報告書、請求書又は申請書、その他の関係書類（以下「報告書等」という。）の各写しを刑事部捜査第一課及び警務部警察安全相談課に送付すること。ただし、交通事故事件については、報告書等の各写しを交通部交通指導課にも送付すること。

2 本制度の運用に当たって疑義及び質疑が生じた場合、その他本制度の規定により難しい特段の事情がある場合は、警務部警察安全相談課長と協議すること。

3 報告書の保存期間は、5年度とする。

（別紙、別表及び別記様式省略）